

## 平成 28 年度第 1 回岡崎市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 28 年 7 月 12 日（火）14：00～16：10

場 所：岡崎市役所東庁舎 2 階大会議室

出席委員：14 名

大岩みちの（会長）、杉山美穂子、佐々木公麿、川澄康代、内藤智宣、  
水野周久、古田学、武田正道、柴田和子、加藤信昭、土屋亜紀子、  
牧野聡子、三浦節夫、加納孝夫

欠席委員：1 名

長坂尚希

傍 聴 者：8 名

- 1 開会
- 2 新任委員自己紹介
- 3 議題  
市立幼稚園の幼保連携型認定こども園化について
- 4 報告事項  
(1) 子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」について  
(2) 計画策定後の新規事業について  
(3) 岡崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 5 事務連絡
- 6 閉会

## 《主な質疑、意見など》

### 議題 市立幼稚園の幼保連携型認定こども園化について

会 長： 子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の大きな変化に対応するため、国の施策「子ども・子育て支援新制度」が作られました。どのような家庭に育っても同じ教育・保育をとというのが基本的な考え方にあります。量的拡充を図るため、認定こども園の整備が進められており、現在全国に約4,000園の認定こども園があるとのこと。

その中でも幼稚園と保育園の両方の機能をもつ幼保連携型認定こども園について、愛知県内に公立の園は1園しかないとのことですが、この度、岡崎で整備を進めるということです。それでは議題について事務局から説明をお願いします。

### ○事務局から、**議題(1)**「市立幼稚園の幼保連携型認定こども園化」について説明

委 員： 1～2歳の園児数が19%増と増えている中で、市立幼稚園のこども園化において3号認定の受入れを設定しなかったのはなぜですか。

事務局： 1番大きな理由は給食についてです。現状、市立幼稚園3園は、自園調理ではなく、給食センターからの搬入により給食の提供をしています。3歳未満のお子さんを受け入れる場合、自園調理が義務付けられており、各幼稚園に新たに給食室を設ける必要がありますが、現在の場所で施設を増築し、給食室を設けるのは難しい状況です。

一方で3歳以上のお子さんのみを受け入れる場合は、給食の外部搬入が認められていますので、当面は3歳以上のお子さんを受け入れる施設として行っていくこととしました。

また、3歳以上のお子さんの利用希望も最近増えている状況ですので、その受皿の確保にも効果があるものと考えています。

委 員： おかざきっ子 育ちプランの中で、私立幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合には支援をしていき、現存の保育園に対しては、必要に応じて検討していくということで、同じ幼児施設においても条件的には違うように思います。保育園の立場としては、1号認定を積極的に受け入れたいとは思っていませんが、保護者の就労の状況により、年度途中で退所しなければならない場面を見ることがあります。また、お子さんが障がいをもっていて保護者が働いていない場合にも利用ができません。

福祉施設として、ハンディーキャップをもった方や様々な事情を抱えた御家庭の最後の受皿でありたいと思っています。現状、保護者の就労にお子さんの就園が大きく影響を受けるため、この先は保育園の認定こども園化についても前向きに検討して頂ければと思います。

事務局： 障がい児の受皿という観点での保育園の1号認定の定員の設定については、今後、課題として出てくるものと認識しています。ただ、現在は過渡期であり、私立幼稚園の今後の動向も定まっていない状況ですので、ある程度子ども・子育て支援新制度が浸透し、私立幼稚園の考え方も固まってきた段階で、保育園の対応をどうするかを改めて考えていくことになると思います。現在は31年度までの計画に沿って整備を進めておりますが、次の計画の策定の折にはその辺りの検討も必要であると考えています。

委員： 長く預かって欲しいということから、幼稚園での預かり保育についてもニーズが高まっているのを感じていますが、それが行き過ぎてしまい、幼稚園という名称であるが、ほとんど保育園と同じ形態になってしまうという傾向があるように思います。

子育てについては家庭でしっかり行い、幼児教育という部分で送り迎えを含めた6時間を幼稚園で過ごす。子どもと親とのつながりを大切にす。そういった考え方で進めている幼稚園は、利用希望者が減っている傾向にあります。そんな中、保育園の1号認定の受入れを進めると幼稚園によってはさらに苦しくなることが予想されるため、保育園の1号認定受入れについては慎重に検討してほしいです。

幼稚園利用の子どもたちと、長時間利用する保育園利用の子どもたちが同じクラスにいる状況で、朝から帰りまで1人の先生が対応することは、負担も大きく、勤務時間の面でもできないのではと思います。幼稚園では1日を通して担任がみるため、子どもの状況の把握ができますが、保育園利用の場合は、途中から他の先生がみることになると思います。1日の中でどのような体制でお子さんを預かり、先生が変わるタイミングでどのように引継ぎが行われるのか教えてください。

事務局： 1号認定のお子さんについては、担任が朝から帰りまで担当します。

2号認定のお子さんについては、3歳児クラスですと補助の保育教諭が入りティームティーチングで対応します。4・5歳児については、各2クラスあるのですが、1号認定の子の降園のタイミングで、片方のクラスの担任が2クラス分の2号認定の子の保育を行います。5時30分までの預かりを実施するため、加配の保育者が入り、業務引継ぎを行った上で保育を行います。

1号認定の子が降園後にクラスをまとめたり、加配の保育士をつけることで対応できる人員体制を整え、チームで保育をしていきます。

実際の業務運用については、各園で引継ぎの方法等を検討し、職員の交代の時点で綿密に連絡を行うことができるように進めていきます。

会長： 保育所の職員の働き方そのものが交代制の場合は必ず重なる時間があり、そこで連絡しあったり、伝達したりということを行いますので、それを幼稚園の先生と一緒にやっていくということですね。

シフトを組んで、シフトには必ず重なる時間があるって、そこで打合せや引継ぎをするという理解でよろしいですか。

事務局： 勤務交代のタイミングでは重なる時間を持ちながら、連携をして、連絡をとりながら進めていくことを考えています。

会 長： 保育ニーズの高まる中、岡崎市で初めて幼保連携型認定こども園が作られるということで、乳児がないのは少し残念ですが、来年4月に良いスタートがきれれることを期待しています。

## 報告事項（1）子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」について

### ○事務局より資料「報告(1)」利用者支援事業について説明

委 員： 利用者支援事業においては、保護者にはどの資料を渡すのですか。

事務局： 母子健康手帳交付時に子育てガイドブックと資料のP3、P4を両面刷りにしたものをお渡ししながら説明をしています。

委 員： ハイリスクとはどういう妊婦さんを想定しているのですか。

事務局： 妊娠届出時において未婚、年齢が著しく若い、経済的に困っている、精神疾患を持っているなどのリスクとなる要素を、いくつか持つ妊婦をハイリスクとして位置付けています。

委 員： B型肝炎のキャリアであるなど、感染症の情報はそのリスクに含まれているのですか。幼稚園などでの感染を防ぐため、感染症に関する情報は大切です。B型肝炎については出産前に対応すると聞いていますが、B型肝炎などの感染症の情報についてもハイリスクの情報に含めるべきだと思います。

事務局： B型肝炎については妊婦健診において医療機関で管理されていくものですので、リスクには含まれていません。親が子を育てられるかという観点でハイリスクを位置付けています。

委 員： 子育て広場として資料にもガイドブックにも保育園の情報が掲載されていますが、私立幼稚園でも就園前の子を対象とした取組を行っているところがあります。そういった情報を子育て家庭に届けることはできませんか。

また、総合子育て支援センターで発達支援就園相談窓口を設けていますが、幼稚園においては、かかりつけ小児科医に相談することを勧めており、そこから専門機関を紹介してもらっています。保育園と幼稚園の就園に係る発達相談支援の流れをうまくまとめておくと、こども発達センターができた後にスムーズな支援につなげることができるのではないかと思います。

事務局： 子育てガイドブックにおける子育て広場については、地域子育て支援拠点事業のものを掲載しています。それとは別に、私立幼稚園連盟から提供い

ただいている私立幼稚園での子育て支援事業の資料を相談者にお渡しし、情報提供しています。

発達支援就園相談窓口については、就園に係る相談がほとんどですが、就園後の相談にも応じます。総合子育て支援センターは心理査定をしたり、診断する機関ではありませんので、専門機関につなぐことを主な業務としています。保護者の心情として、最初から専門機関に行くのはハードルが高いため、身近な機関としての役割を担っています。

委員： ハイリスクアプローチとして、特別な支援が必要な家庭に対して早い段階から支援を行っていくことは大切なことだと思います。ただ、この支援が3歳で終わりなのか、就学まで続くのか、できれば就学までつなげていただきたいと思います。

発達障がいについては小学校でも問題となっており、保護者の方が早い段階から対応していただくと、就学後の予後もよいのが実情としてありますので、できれば就学前に何らかのアプローチがあるといい。そして個別の支援計画を作っていただき、小学校へのつながりができるといいと思います。

事務局： 子どもの健診としては3歳で終わりとなりますが、フォローが必要な家庭については地区担当の保健師が訪問するようにしています。就園後についても、必要に応じて状況を園に確認したり、要保護児童・DV対策協議会実務者会議に参加し、ハイリスク妊婦について情報を交換するなど、様々な機関と連携をとりながらケースに関わっています。発達についても、1歳6か月健診や2歳の歯科健診、3歳児健診で小児科の先生にみていただき、必要に応じて主治医の先生と連携をとりながら支援につながるようフォローをしています。

委員： こども発達センター発足後、どういう体制にしていくのか、連携関係をどのようにとるか議論を進めています。特にこれから問題となってくるのは、幼稚園や保育園の状況、また専門機関でどのようにフォローされているのかという情報共有の部分がまだ完全でないという状況を踏まえまして、連携関係、情報共有をどうもってくるのか検討中です。これから保育園や幼稚園の関係者の方とお話合いの場をもちまして詰めていきたいと考えています。また、幼児期の状況を学校に伝えることが重要になってきますので、学校によっては養護教諭の先生を中心に対応されているところもありますが、その辺りをよりシステマティックな形にもっていきたいと思っています。

B型肝炎キャリアの園児の対応については、B型肝炎予防の観点から保健所担当部署に確認をお願いします。

委員： 今般、児童福祉法等の改正ということで、法律が大きく変わりました。その中に、母子保健法関係で子育て世帯包括支援センター（法律上は「母子健康包括センター」）の設置について明記されました。センターで一括してコーディネートするような拠点を作りなさいというのが今般の法律改正だっ

たと思います。

また、児童福祉法の中で、子育て支援拠点を整備しなさいというのが明記されており、母子健康包括支援センターとその後を引き継ぐ子育て支援拠点を整備しなさいというのが市町村の努力義務としてあると思うのですが、その辺りについて、岡崎市では検討が進んでいるのでしょうか。

事務局： 子育て世帯包括支援センターについての本市の取組としては、利用者支援事業の母子保健型と基本型との切れ目ない連携ということで、月1度、ケースの連携の打合せ会をもち、情報共有を図っています。地域子育て支援拠点の拡充という点については、拠点事業の開所日と職員配置の拡充を行い、少しずつではありますが進めているところです。

委員： ワンストップ化というのを今回の法改正でも言われており、バラバラとあるものをコーディネートするところが必要だと思います。利用者が使いやすく、1回の相談であらゆるところにつないでもらえるような拠点整備について検討していただければと思います。

## 報告事項（2）計画策定後の新規事業について

## 報告事項（3）岡崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例について

○事務局から資料報告(2)「産前産後ホームヘルプサービス事業」「子育て支援情報配信事業」「子育て支援ネットワーク推進事業」、報告(3)「岡崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例」について説明

委員： 産前産後ホームヘルプサービスについて、申請者はこういった方が多いのでしょうか。また、利用なしの15名はどういう方ですか。

事務局： 主に日中家族から支援を受けられない方を対象とした制度です。利用のなかった15名のうち9名は28年度に利用期間がまたがっている方で、残りの6名については申請があったが全く利用されず利用期間が終わった方です。念のために登録だけされた方もみえるのだと思いますし、何らかの形で御家族の支援を受けることができたり、ヘルパーを使わずに自分で対応できた方もみえるのだと思います。

平成27年度に登録された方を対象に事後のアンケートを実施しまして、どういう形で利用されたのか、また利用のなかった方はどのように対応できたのか調査をし、今後の事業の参考にさせていただくつもりです。

委員： いじめについてですが、発達の問題などで幼稚園や保育園で配慮を必要とする子たちが、小学校にあがっていじめの被害にあうケースも多いよう

に思います。いじめ問題対策連絡協議会は学校をベースにありますが、いじめを予防するという観点からいえば、幼稚園・保育園の関係者が関与していく必要もあるのではと感じました。

委員： 小中学校とも学校現場では、いじめ対策委員会を立ち上げて、事が起こったときには対応することになっています。どの学校も学期に1回か2回調査を行って、内容によっては個人面接を行って対応します。調査でわかったケースについて、すぐに解決できるものもあれば、継続観察が必要なケースもあります。先ほどの意見でもありましたが、発達に関して課題を抱えている子がいじめの当事者となるケースもあり、発達の支援によりおさまっていくとよいかなと思っています。

資料にもありますとおり、重大なケースについては、最後は教育委員会ではなく、こども部が再調査する体制になっており、チェック機能が働くような仕組みになっています。

事務局： いじめ問題対策連絡協議会については、この度条例で制定されましたが、以前からあった組織を位置づけたものになります。委員のメンバーには児童相談所や家庭児童課の家庭相談員も入っておりまして、就学前に発達障がいなどでいじめの対象になるのではというお子さんの情報に関しましては、なるべく早い時期に共有をして、未然に防ぐ対応もできるのではと考えています。

事務局より次の点について連絡

- ・現在の任期中は、本会議で終了
- ・次回は9月30日に開催予定

閉会（16：10）